

令和5年度第1回東京都入札監視委員会

令和5年11月15日(水)

東京都庁第一本庁舎南側35階 第二入札室

【臼田契約調整担当課長】 それでは、始めさせていただきたいと思います。

まず、開会に先立ちまして、本日までご参加いただいている記録を残すためにスクリーンショットを1枚撮らせていただきたいと思います。そのままちょっとお待ちいただけますでしょうか。

(撮影)

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。撮影が終わりました、ご協力ありがとうございます。

それでは、開会の挨拶を財務局契約調整担当部長よりさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【須藤契約調整担当部長】 これより、令和5年度第1回東京都入札監視委員会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日の進行役を務めさせていただきます財務局契約調整担当部長の須藤です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員及び東京都の出席者につきましては配付資料のとおりでございます、紹介は割愛させていただきます。

初めに、本日お手元に配付いたしました資料について確認をさせていただきます。

【臼田契約調整担当課長】 契約調整担当課長、臼田でございます。改めてよろしくお願いいたします。

資料につきましては、郵送にて事前にお送りさせていただいているところでございます。次第をおめぐりいただきまして、資料一覧が2枚目でございます。一覧のとおり、資料は全ておそろいかご確認をお願いいたします。資料4枚目の議案1以降、全部で23ページでございます。資料の不足等はありませんでしょうか。

ありがとうございます。

【須藤契約調整担当部長】 続きまして、本日の議事進行についてご説明を申し上げます。資料をお戻りいただきまして1枚目、次第をご覧ください。

まず、制度部会の堀田部会長から、本年6月に開催された第1回の結果についてご報告をいただきまして、その後、各委員の皆様からご意見をいただきます。第一監視部会につきましては、第一監視部会の小見部会長から、6月に開催された第1回の結果につきましてご報告をいただきまして、その後、各委員の皆様からご意見をいただきます。第二監視部会につきましては、第二監視部会の有川部会長から、9月に開催された第1回の結果に

つきましてご報告をいただきまして、その後、各委員の皆様からご意見をいただきます。最後に、6月の第1回第一監視部会における談合情報処理案件の結果についてのご報告を非公開にて行います。

それでは、本日の議事進行役についてであります。有川委員長にお願いしたいと存じます。有川委員長、よろしくお願いいたします。

【有川委員長】 有川です。では、よろしくお願いいたします。

早速ですけれども、議案1の制度部会の報告を堀田部会長よりお願いしたいと思います。

【堀田委員】 堀田でございます。

それでは、第1回の制度部会結果について、ご報告申し上げます。資料は2ページ目になります。

本年6月27日に開催いたしました。事項はWTO工事における低入札価格調査についてです。本件について、事務局からWTO工事における低入札価格調査について、検討の背景や新たな調査方法の概要等についてご説明を受けました。各委員からは、数値的な失格基準をなくして調査の幅を広げるという今回の変更は、よりWTO協定の趣旨に沿うため、ぜひ進めていただきたいが、その上で求める追加資料の負担が大きいと、該当者がその提出を諦めて入札を辞退してしまうという可能性があるため、どの程度の追加資料を求めるかは今回の変更目的とのバランスで検討していただきたいなどのご意見がありました。

これに対して、事務局からは、追加の資料について、通常の調査票と重複する項目がないようにするなど、気をつけていきたいとのご回答がありました。

本件につきましては、各委員からのご意見を踏まえて、今後の制度設計に生かしていくよう、引き続き事務局において検討を進めていくことになりました。

以上が第1回の制度部会における概要となります。

【有川委員長】 ありがとうございます。

ただいまの制度部会の報告につきまして、委員から何か意見や質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

【有川委員長】 それでは、次に議案2の第一監視部会の結果につきまして、小見部会長から報告をお願いしたいと思います。

【小見委員】 小見でございます。

第1回第一監視部会結果の報告についてです。

まず、対象事案に抽出方法ですが、資料5ページの別紙2-1をご覧ください。当第一監視部会では、具体的な抽出方法として、高額・高落札率の事案については、予定価格掛ける落札率が大きい順に上位100件の中から抽出すること。社会的注目事案については、新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること。1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出することとし、また各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的な対象事案を部会長が決定すると決めております。こうしたプロセスを経まして、最終的に決定した事案が別紙

2-1に記載した5件です。

当日は、各事業所管局の担当者も出席して説明をしていただいた上で、入札契約手続がルールに基づいて適正に行われているか。また、今後検討すべき事項がないか等について、意見交換をしました。意見交換の結果、意見が付された案件もありましたが、いずれも入札、契約手続そのものはルールどおりに行われていることを確認しました。

では、議案ごとに具体的な内容を報告します。まず、6ページをご覧ください。

まず、議案2ですね。これが八王子水再生センター汚泥焼却設備再構築工事になるのですが、これは高額・高落札率事案及び1者入札事案として抽出した案件です。

本件については、焼却設備等の案件は競争性が働かなくなるような構造的な問題がないか等の質疑を行いました。これに対して、発注者としても様々なメーカーが参入できるよう努めており、例えば、本件においては設置する焼却炉の半分の能力の施工実績があれば参加できるようにするなど、競争性の確保に取り組んでいるとの回答がありました。

続きまして、議案3、これが警視庁中野庁舎改修発電設備工事ですが、これは1者入札事案として抽出した案件です。

本件は、技術的に履行が困難として辞退する事業者がいる中、契約締結後に受注者が履行できないから高額の契約変更を要望した点についてどう考えるか。契約変更で増額するに当たり、金額の適正さを担保するルールがあるのか等について質疑を行いました。これに対して、設計時に発電機本体の収まりに関しては配慮をしていたが、ファンやダクトを含めた収まりも含めた検討がもう少し必要であったと考えている。また、契約変更のルールについては、受注者とどういう仕様が必要になるか協議し、都が当初の設計と同じやり方で都の積算単価等により積算した上で、当初落札率を乗じて金額を算出し、受注者に提示する仕組みであるとの説明を受けました。本議案については、発注に当たっては、より適切な発注条件を定めていただきたい。また、金額も大きく上昇する大幅な設計変更の際は、適切な価格を担保するよう検討されたいとの意見を付しました、

議案4、令和4年度海の森水上競技場水上施設等改修工事ですが、これは1者入札事案として抽出した案件です。

本件は、工事内容を見ると、施工の困難さなどはほとんど見いだせないが、技術者の配置と困難以外の特別な理由は考えられるのか等について質疑を行いました。これに対して、技術的に困難なものは特にないと考えているが、操舵標識などを知識として精通している業者が少ないのではないかと思うとの説明がありました。

続いて、議案5、東京国際フォーラム（4）ホールAほか舞台音響設備改修工事は、1者入札事案として抽出した案件です。

本件については、参加者の辞退理由で、受注者から入手できなかったとあるが、発注者としては仕方ないという考えか等について質疑を行いました。これに対して発注者としては、製品の流通状況を正確に把握するのは難しく、各社の営業戦略もあり、一律に規制す

るものではないと考えるとの回答がありました。

続きまして、議案6です。東村山浄水場常用発電設備ガスタービン等補修工事ですが、これは1者入札事案及び同一事業者による長期受注事案として抽出した案件です。

本件については、特命随意契約で発注しているが、毎年相当額の補修費を払っており、競争性の点での改善についてどう考えているか等について質疑を行いました。これに対し、本件のガスタービンエンジンは航空機と同様のものであり、自動車用エンジン等の大量生産されているものと違って、各メーカーの独自技術は秘匿されている。各社がメンテナンスできないし、他社への部品供給もしていない。エンジンの機能を確保することを目的に、確実に補修・点検できる受注者に特命で発注しているとの回答がありました。

第1回第一監視部会の結果については、以上ようになります。

【有川委員長】 ありがとうございます。

ただいまいただきました第一監視部会の報告につきまして、委員に何か意見や質問がありましたらお願いいたします。

【有川委員長】 特にならなければ、先に進めさせていただきまして、最後にまた全体として質疑をいただくときに、追加で質問していただければと思います。

それでは、第二監視部会の結果につきまして、部長である私から説明をさせていただきます。

資料の11ページの別紙3-1をご覧ください。

対象事案の抽出方針につきましては、ただいま報告のありました第一監視部会と同様となりますので、説明は省略させていただきます。この抽出方針に基づいて最終的に抽出した事案が11ページに記載されている5件となります。

では、議案ごとに概要を報告していきたいと思いますが、いずれにつきましても入札手続そのものはルールどおりに行われているということを確認しましたが、個別ごとに具体的に改善を求める意見を付しております。

それでは、12ページをお願いします。

議案の1、道路標識の塗装工事に関するものですが、これは同一事業者長期継続受注案件として抽出したものです。本件については、同一事業者が長期にわたり受注しているものについて、予定価格を事前公表することについて、どのように考えているか等について質疑を行いました。これに対し、都においては、予定価格が低いものについては事前公表としているが、長期にわたり同一事業者が受注している状況でもあるので、競争性を確保するような方向性を取るべきと考えているとの説明を受けました。

本議案については、競争性を高めるための対策を取るとともに、受注可能業者にその情報を周知していただきたいということと、予定価格の事前公表については、機械的に適用するのではなく、個々の工事ごとに事前公表していいのかどうか、常に検討検証していただきたいと意見を付したところであります。

次に、議案の2ですが、岸壁の地盤改良工事ですが、こちらは高額事案として抽

出したものです。

本件については、多くの入札者が低入札価格調査における調査基準価格を下回り、無効となったことについて、どのように考えるか等について質疑を行いました。これに対し、数値的失格基準以外に調査票未提出により落札者とならなかったものについては、ダンピング対策という観点から低入札調査を非常に厳密に行っている実績や調査票作成の負担ということから、事業者側から辞退されたものと考えており、ダンピング対策をしっかりやっていくという方向性から考えると必ずしも悪いものではないと考えているという説明をいただきました。

本件については、低入札価格調査について、調査基準価格を下回った業者が調査票提出を辞退する状況を丁寧に分析して、実質的に最低制限価格と同じような機能を果たすことのないよう、問題意識を持って運用状況を分析していただきたいとの意見を付しております。

それでは、次に議案の3になります。こちらはケーソン製作工事であります。こちらは1者入札案件として抽出したものです。

本件については、競争性を確保する工夫として、例えば長期的な発注計画を示したりしているか。また、希望が1者のみで、なぜこの者以外希望してこないのか等につきまして、どう分析しているかなどにつきまして質疑を行いました。これに対して、競争性確保の工夫として、年間の発注予定を前年度末頃に公表を行っている。修正があれば途中で修正を行うことがあるが、かなり以前から発表している。また、希望1者の分析としては、ヒアリングをしているが、理由としていただいているのが技術者不足とのことで、さらに分析したいところではあるが、それ以上は難しいというのが実情との説明がありました。

本件については、中長期的な計画を公表するなど、入札参加者が受注計画を立てやすい環境づくりについて工夫していただきたい。技術者不足との辞退理由について、より詳細な原因分析を行い、競争性を確保する工夫をしていただきたい。業者の任意選定に当たっては業者を数合わせに選んでいるだけにならないよう、検討の余地がないかどうか考えていただきたいという意見を付しております。

次に、議案4ですが、これは道路拡幅に伴う解体・移設等工事でありまして、代執行に係る工事になります。こちらは1者入札及び高落札率事案として抽出したものです。

本件については、契約金額が3割程度増えているが、どの程度当初予見できたのか。また、実際に工事に取りかかるまでに内部を見せてもらうことは不可能だったのか等について質疑を行いました。これに対し、本件においては、もともとの所有者とのコミュニケーションが難しい状況であり、内部を十分に把握してから発注できる状況になく、この状況が現場としては限界と判断して発注した。工事前の立入りについては、法律上そういった権限が与えられているわけではなく、立入りは協力なくては難しいとの説明がありました。

本件につきましては、対象土地の所有者とのコンタクト、コミュニケーションを取って、可能な限り設計条件を事前に詰めるよう努めていただきたいとの意見を付しております。

最後に、議案5ですけれども、消防設備の改修工事、こちらは1者入札及び高落札率事案として抽出しております。

本件については、17者希望があったが結果的に1者応札となってしまったことについて、17者を10者に絞ったことを振り返って、どのように考えるか。また、発注図書に不明確な部分があったとの辞退理由をどのように捉えているか等の質疑を行いました。これに対して、指名選定に当たっては工事实績と地理的条件等を勘案したルールに基づき合理的な選定を行ったと考えている。発注図書については、改めて図面なども確認したところでは、特に不明確な部分は見受けられなかったが、今後もよりよい図面づくりに努めていきたいとの説明がありました。

本件につきましては、設計図書が不明確との辞退理由については、次の入札における競争性の確保につながるようにヒアリングをしっかりと行っていただきたい。それから、10者を超える希望者から10者を選定するに当たっては、案件の特性を踏まえながら、機械的に10者に無理に絞るのではなく、柔軟に指名できるような方法を取って競争性が確保できるようなことも検討していただきたいとの意見を付しております。

第二監視部会の結果につきましては、以上となります。

ここからは委員長としての発言に代わりたいと思います。ただいまの第二監視部会の報告につきまして、各委員から何か質問や意見がありましたらお願いします。

【森岡委員】 森岡です。よろしいでしょうか。

【有川委員長】 お願いします。

【森岡委員】 先ほどは、ありがとうございました。

議案1の件で、12ページの辺りで一番最後のQですかね。事前公表するかどうかというところが、これは意見というか、我々も議論していて分からんというか悩むところなわけですけど、金額が低いものについては事前公表ということは理解をされていて、それで長期受注が続いているということに競争性を確保するということからすると、第三者が札を入れやすいようにするというのは1つあるかと思っていて、その際に、事前公表で予定価格が見えたほうが比較的採算性とかが、第三者からすると図りやすいのではないかという気持ちもちょっとあったので、その辺りの議論とかもしあれば教えていただければということ、議論があるなしにかかわらず、先生方のご意見等があればいただきたいなと思ったところです。ちょっと私自身は、事前公表をしないからうまくいくのかどうかというのが、1者しかどうせ入札しないのだったら、その人は予定価格はかなりもうちょっと低く入れるかもねというのは何となくそんな気がしたんですけど、第三者に入ってもらおうという点考えたときに、もしかしたら事前公表もいいこともあるのかなと思ったりしたもので、教えていただければと思います。

【有川委員長】 第二監視部会であまり詳細な議論が出たわけではないのですが、これまで本案件だけではなくて、事前公表の在り方でよく議論になるのは、1者入札とか、この場合は長期継続で1者が取ってきているという状況なのですけれども、1者入札が継

続しているような状況で、1者入札の原因分析がしっかり行われて、その改善策が取られていてもなお1者入札であれば、なかなか事前公表をやめるとするのはなかなか難しいのだらうと思いますけれども、その1者入札の改善のための工夫が十分取られていないまま、形式上、一定金額以下は事前公表することになっているからという形で、機械的に事前公表するのはやはり順番としてはやはりどうかなど。やっぱり1者入札の改善を図るところをしっかりと行ってから、事前公表という制度のそのまま適用するのが妥当なのではないかなという議論がこれまで行われてきているところです。

答えになったかどうか分かりませんが、どうでしょうか、森岡先生。

【森岡委員】 ありがとうございます。まさに、その点は私もなるほどと思いました。確かに漫然とという言葉を使ってよろしいかどうかは分かりませんが、そのままの状態ですべて事前公表にしてしまえば、もうその1者は恐らく100%に近いところで札を入れますよねという状況を、何と、認めてしまうことになりかねないので、そこは事前公表かどうかの前に、まずそういう何か第三者とか、ほかの人が入りやすいような仕組みをつくっていくというのはおっしゃるとおり、ご指摘のとおりかなと思いました。ありがとうございます。

【有川委員長】 はい。ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

【仲田委員】 すみません。1つ、質問よろしいでしょうか。仲田です。

【有川委員長】 仲田先生、お願いします。

【仲田委員】 都に質問したいのですが、1者入札に関してかなりいろいろな取組が行われて、1者入札を避けるべくいろいろな対応を取られていると理解しています。令和3年に関して1者入札の状況の報告が大分前にあったと思うのですが、令和4年度とか、あるいは令和5年度、これは中間での状況があるかもしれませんが、1者入札の全体に占める割合がどのように変化してきているのか、あるいはもう一つは1者入札で99%以上の落札率のものがどういうふうに変化しているのかという事実のご報告はないのでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、委員長、よろしいでしょうか。事務局のほうから。

【有川委員長】 はい。お願いします。

【臼田契約調整担当課長】 1者入札の状況の資料につきましては、毎年、制度部会で行っていただいております業界団体とのヒアリングの際に、入札契約制度改革のその後の状況ということで、毎年資料をお出ししているところでございまして、近年そこについて特別に議論するという事は行っておりませんが、経年の資料をお出ししているところでございます。本年度につきましても、冬に意見交換を行う際に、直近の実績についてご報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

【仲田委員】 令和4年度は実績としてございますか。かつて、私が理解しているのは

令和3年度しかないと思うのですが、令和4年度も大分過ぎていきますので、その実績があるのじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】　　ちょっとお待ちいただけますでしょうか。確認した後ほどご報告させていただきたいと思います。

【仲田委員】　　はい。どうもすみません。

【有川委員長】　　それでは、今の仲田委員の質問につきましては後ほど。じゃあ、分かり次第報告していただくということで。

【臼田契約調整担当課長】　　はい。

【仲田委員】　　ありがとうございます。

【有川委員長】　　ありがとうございます。

それでは、仲田委員の最後の質問についてはペンディングということで、先に進ませていただきたいと思います。

以上で議案1から議案3までが終了しましたので、この後は談合情報関連の議題になりますので、この会議につきましては個人情報、法人情報等の保護のために非公開とさせていただきます。後日、審議概要及び議事録を東京都のホームページに掲載する予定にしております。大変恐縮ですが、取材及び傍聴の方がおられましたら、ここでご退席をお願いしたいと思います。

【有川委員長】

それでは、最後に議案4の第1回第一監視部会で行われました、談合処理案件の結果につきまして、部会長である小見部会長から報告をお願いしたいと思います。

【小見委員】　　それでは、第1回第一監視部会の談合情報処理案件の結果について、説明をさせていただきます。

資料の18ページをご覧ください。その議案1というところですね。今回の対象は第一監視部会の議案1に記載の1件のみとなります。

本件は、令和4年6月に談合情報処理を行った事案で、対象契約の落札決定者から寄せられた情報について、東京消防庁において談合情報検討委員会を開催したものです。談合情報検討委員会は合計3回行われております。その結果、談合を疑う具体的な証拠や情報はなかったと判断したものでございます。

なお、本件については、昨年度、指名停止等に係る苦情処理部会において議論した事案と同じものですが、今回は当該談合情報処理の手續が適正に行われたかどうかの観点で確認を行いました。当日は、今回のような官製談合が疑われる情報が寄せられたときの発注者側の関与の在り方などを中心に意見交換を行いました。

意見交換の結果、今回の談合情報処理に係る手續について、部会委員から改善すべき意見が出されましたので、資料の23ページのとおり各委員の意見を集約しております。23ページの最後のページですね。

木下委員からは、今回は現行のルールに則った手續が行われていることは確認できるが、

官製談合に関する案件については、第三者性のある検討機関が必要であり、ルール自体の見直しをすることがよいとの意見がありました。

松本委員からは、本件は、官製談合的な指摘を受けているにもかかわらず、当該部署で談合情報を入手した上で調査をしており、公正性や中立性という視点から考えると、手続的に不適切であり、疑問があるとの意見がありました。

森岡委員からは、官製談合が疑われるときに、発注者側が直接これを処理するのは中立性が確保しにくい。官製談合に関する情報が入った場合には、少なくとも当該部署内部で処理するのではなく、財務局又は第三者を関与させることが必要になってくると考えるとの意見がありました。

東京都においては、今回、各委員から出された意見も踏まえまして、現行手続の見直しを検討いただければと思います。

談合情報処理案件の結果の報告は以上です。

【有川委員長】 ありがとうございます。

ただいまの第一監視部会の報告につきまして、何か質問や意見がありますでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 委員長、それでは事務局から委員のご意見を踏まえた対応状況について、ご報告させていただいてよろしいでしょうか。

【有川委員長】 では、事務局から報告をお願いします。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

今回、ご指摘をいただきました事案につきましては、物品買入れ契約の仕様の作成過程におきまして、都と特定の企業との談合が疑われたというものでございます。談合情報の処理に当たりましては、疑われている側の局が調査等を行うことについて、公正性や中立性が保てないではないかというご意見をいただいたというところでございます。

現状の都の運用フローにつきましては、事業執行に支障を来さないように契約手続の続行可否の判断を迅速に行うことができるかどうかという視点を考慮いたしまして、談合情報を受けた所管部署において処理するという事としております。今回、改めて先生方からいただいたご意見を踏まえまして、現状の運用フローの見直しの方向性を検討するために、まずは現在全国の道府県におきまして談合情報処理の実態調査、どういった処理を行っているのかという実態調査を行っているところでございます。この運用フローの見直しに向けましては、こうした他自治体の実態も参考にしつつ、公正取引委員会や警視庁捜査二課などの捜査機関側のご意見なども参考にいたしまして、取扱いについて検討していきたいというふうに考えているところでございます。今後、こうした様々な情報を収集した上で、適切な談合情報処理の手順について検討いたしまして、方向性が固まりましたら、改めて委員の皆様にご説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

【有川委員長】 ありがとうございます。

では、ただいまの事務局の回答も含めまして、質問、意見がありましたらお願いします。

では、方向性としては、今、事務局から報告があったような方向で改善に取り組んでいただくということでよろしいでしょうか。

【有川委員長】 はい。ありがとうございます。

これで本日予定されていた議事は全て終了しますが、最後にまた何か発言等がありましたら意見でも質問でも結構ですので、よろしく願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 委員長、先ほどのご質問に関してちょっとよろしいでしょうか。

【有川委員長】 お願いします。事務局から。

【臼田契約調整担当課長】 仲田先生からのご質問に関してですけれども、1者入札の推移ですとか、あと高落札率ですね。99%以上の落札率の案件の推移につきましては、先ほど申し上げたとおり、毎年冬に行っております制度部会での業界団体との意見交換会の場でお示しをしているところがございます。直近は令和3年度分までの実績を昨年度の冬にご報告しているところがございます。ご指摘のあった昨年度分、令和4年度分につきましては、この冬に開催いたします意見交換会の場でお出しできるように現在作成中がございます。もう少々データの整理にお時間をいただきたいという状況でございます。

【有川委員長】 そうすると、仲田委員のご指摘のとおり、まだ出ているのは。

【臼田契約調整担当課長】 まだ直近ではまだ令和3年度分です。

【有川委員長】 令和3年度分ということなのですね。

【臼田契約調整担当課長】 2021年度までになります。

【有川委員長】 分かりました。ありがとうございます。

仲田委員、よろしいでしょうか。

【仲田委員】 分かりました。ありがとうございます。

【有川委員長】 ありがとうございます。

それでは、進行を事務局のほうにお戻ししたいと思います。

【須藤契約調整担当部長】 有川委員長、ありがとうございました。

それでは、最後に東京都財務局を代表いたしまして、経理部長の五十嵐よりご挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【五十嵐経理部長】 経理部長の五十嵐でございます。

本日は、有川委員長をはじめ委員の皆様方には、お忙しい中、長時間にわたりましてご意見を頂戴しまして、誠にありがとうございます。各部会におきまして、委員の皆様から様々なご意見をいただいたところがございますが、またそれぞれの委員の皆様とご相談させていただきながら、できる限りよりよい方向に改革できるよう検討していきたいと考えております。今後も様々な観点からご意見賜りますよう引き続きよろしくどうぞお願いいたします。

また、本年8月から10月の間に委員の任期を迎えられた8名の委員の皆様におかれま

しては、委員の再任をご承諾いただきまして、誠にありがとうございます。改めて、これから2年間の任期となりますけれども、引き続きご指導、ご鞭撻いただければというふうに考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

【須藤契約調整担当部長】 以上をもちまして、令和5年度第1回入札監視委員会を閉会とさせていただきます。これにてご退室いただいて結構でございます。ありがとうございました。

——了——